

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250529	株式会社十和田タクシー (法人番号 7410003001550) 代表者中嶋吉博	秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内23番地3	本社営業所	秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内23番地3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年11月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた(1)運行基準図の作成義務違反(運輸規則第27条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)指導監督告示による特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。